

1. 政策・方針

本ビジネス・サポート・マテリアル (BSM) 規則 (本規則) は、日本アムウェイ合同会社 (以下「アムウェイ」という)、アムウェイのディストリビューター、そしてマルチレベル・マーケティングの社会的認知度を向上するために作成されたもので、アムウェイのディストリビューターにとって重要な“レピュテーション” (評判) という財産を守るために欠かせないものです。

ディストリビューターがグループのモチベーションアップ、フォロー活動または教育・啓発のためにBSMを制作する必要があるということは理解できますが、一方でBSMはその管理を誤ると大変危険でもあります。内容が正確でない等、誤解を招くようなBSMはもちろんのこと、その販売や流通方法に問題がある場合は注意が必要です。

- 本規則に従い所定のピン・レベル以上のディストリビューターが制作するBSMについては、アムウェイが事前チェックを行って承認した場合に限り、販売、配布または運営することが許可されています。それ以外の、アムウェイの承認を得ていないBSMの販売・配布・運営は禁止されています。
- アムウェイ・ビジネスの基本は、アムウェイの商品やサービスを販売し、ビジネスの機会を拡大することです。従って、BSM活動はあくまでもそれらの活動をサポートする副次的な活動であり、主たるビジネス活動ではありません。故にBSMの販売は公然かつ明朗な方法で行われなければならない、不適切に収入を得たり、強制的に販売したりするようなことがあってはなりません。
- BSM以外の、ビジネス・インフォメーションを含まない資料・情報等に関しても、アムウェイが必要と判断すれば、随時これをチェックし、その内容次第では販売・配布・運営を禁止することがあります。

2. BSM および BSM 活動

1. 本規則において「ビジネス・サポート・マテリアル (BSM)」とは、次に列挙するうちのいずれかを含む商品またはサービスを意味します。

- ① アムウェイまたは競合他社の会社情報
 - ② アムウェイ・セールス・アンド・マーケティング・プランに関する情報や映像
 - ③ アムウェイの商品やサービスに関する情報や映像
 - ④ スポンサーに関する情報や映像および資料
 - ⑤ アムウェイで得られる収入に関する情報や映像 (ライフスタイル含む)
 - ⑥ ミーティング、イベント、ラリーなどの情報や映像
 - ⑦ ノン・キャッシュ・アワードなどのインセンティブに関する情報や映像
 - ⑧ その他のアムウェイ・ビジネス全般に関する情報
- (以上の①～⑧を総称して以下「ビジネス・インフォメーション」という)

2. 本規則において、「BSM 活動」とは、BSM の開発、制作、運営、推進、マーケティング、報酬、販売および流通にかかわるすべての活動を意味します。

3. BSM は一般的に次に列挙する媒体／方法のいずれかの形をとります。

- 書籍、雑誌、カタログ、新聞、ニューズレター、スケジュール帳、カレンダー
- テープ、CD、MD、MP3
- ビデオ、DVD
- Web サイト (ホームページ、ブログ、動画サイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等)
- アプリケーション、コンテンツ
- イベント、ラリー、セミナー、ミーティング
- プロダクト・サポート・マテリアル (アムウェイブランド商品の日常的な使用を直接サポートするアイテム)

4. BSM を取り扱うことのできるピン・レベル

BSM 種別	ピン・レベル	事前の申請と承認
イベント、ラリー、セミナー、ミーティング	すべてのディストリビューター	参加者 2,000 人以上または参加費 1,001 円(消費税含む)以上は必要(1,000 円(消費税含む)以下であれば不要)
ソーシャルメディア	すべてのディストリビューター	不要
ニューズレター	DD またはそれ以上の DD	不要
ホームページ	エメラルド DD またはそれ以上の DD	必要
上記以外の BSM	ダイヤモンド DD またはそれ以上の DD	必要
プロダクト・サポート・マテリアル	クラウン DD またはそれ以上の DD	必要

(BSM に該当しない例として、ディストリビューターが純粋な趣味である釣りや園芸のことについて本を執筆した場合、その本にビジネス・インフォメーションの記載がまったくなければ、書店を通じて小売販売することは、アムウェイの事前の承認を必要としません。しかし、その本を自分のネットワークやアムウェイ・ビジネスの機会を利用して販売することは、アムウェイ・ビジネスに関係のない活動のために、アムウェイのネットワークを利用することとなり、認められません。

3. 申請および手続き

1. BSM の販売・配布

承認の必要なBSMは、事前にアムウェイに申請し、チェックを受け承認されなければ、販売・配布・運営をすることができません。

2. 承認済BSMを販売・配布できるピン・レベル

新会計年度にBSM販売に必要なピン・レベルを維持できなかった場合でも、その時点で承認済であるBSMについては、翌一会計年度に限り継続して販売や配布、ホームページの運営をすることができます。

4. 各媒体の諸要件

制作に関する詳細は「BSM制作ガイドライン」をご参照してください。

1. ニュースレター

発行の時点においてDDもしくはそれ以上のディストリビューターのみがニュースレターを発行できます。またご自身のグループ宛に限り、ニュースレターの電子メールでの発行が可能です。なお、アムウェイが発表する情報をニュースレターに転載する場合、一切変更を加えずに転載しなければなりません。

【掲載できる内容】

- モチベーションを向上する情報
- アワード・レコグニション
- ビジネス・スケジュール
- レシピ
- アムウェイが承認または発表した情報（ビジネス・インフォメーションを含む）

2. ホームページ

申請の時点でエメラルドDD、もしくはそれ以上のDDのみがホームページを立ち上げることができます。すべてのホームページはパスワードを設けて閲覧者を限定しなければなりません。

3. ソーシャルメディア

すべてのディストリビューターが、ソーシャルメディアを使ってグループの人とコミュニケーションをとることができます。詳しくはソーシャルメディア・ポリシーをご参照ください。

4. イベント/ ラリー/ セミナー/ ミーティング

すべてのディストリビューターが「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に従ってイベント、ラリー、セミナー、ミーティングを開催することができます。その際に、いかなる状況であっても、ディストリビューターまたはプロスペクトが、それらへの参加を義務づけられたり、強要されたりして不利益を被ることがあってはなりません。また、国内開催で参加者が2,000人以上あるいは参加費が1名につき1,001円（消費税含む）以上の場合は、開催日の60日前までに、「ミーティング開催計画書（www.amwaylive.comからプリントできます）」をアムウェイに提出し、承認を得なければなりません。また、終了後30日以内に「ミーティング開催収支報告書」を提出してください。ミーティング活動について詳細は、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の7.「ミーティング開催、ビジネス・サポート・マテリアル（BSM）」をご参照ください。

5. DVD

申請の時点においてダイヤモンドDD、もしくはそれ以上のDDのみが自身で企画・開催・運営したイベント、ラリー、セミナーのDVDを制作し販売または配布することができます。完成版のDVDは販売開始までにアムウェイに提出してください。

6. レシピ本

申請の時点においてダイヤモンドDDもしくはそれ以上のDDのみが、レシピ本を制作し販売または配布することができます。完成版のレシピ本は販売開始までにアムウェイに提出してください。

7. iPhone/iPad アプリケーション

申請の時点においてダイヤモンドDD、もしくはそれ以上のDDのみが自身で企画したiPhone/iPadのアプリケーションを制作し販売または配布することができます。ホームページの制作と同様にアムウェイのビジネス・インフォメーションが不特定多数の目に触れないようにしてください。iPhone/iPadのアプリケーション販売において、制作費用以上の収益をあげることはできません。申請にあたっては、価格設定の根拠となる収支報告が必要です。Appleへアプリケーションの掲載を申請する前に、アムウェイからBSM承認を得なければなりません。

8. プロダクト・サポート・マテリアル

申請の時点においてクラウンDD、もしくはそれ以上のDDのみが以下の条件の下、自身で企画したプロダクト・サポート・マテリアルを制作・販売することができます。完成品は販売開始までにアムウェイに提出してください。

- 1アイテム2,100円（消費税含む）以下、2015年10月1日より2,100円（消費税含む）以下
- 1ディストリビューター資格につき最大10アイテムまで

9. 学習用ツール

申請の時点においてダイヤモンドDD、もしくはそれ以上のDDのみがアムウェイ・ビジネスの学習用ツールを制作し販売または配布することができます。完成品は販売開始までにアムウェイに提出してください。

※自己啓発や栄養学など、一般知識の学習用ツールであっても、使い方や内容によってはアムウェイ・ビジネスや商品、サービスの販売を促進する資料であるとみなされるため、ディストリビューターが制作、販売・配布することを禁止することがあります。栄養学およびアムウェイ商品に関する一般知識を習得したい場合は、アムウェイが提供している学習用ツールをご利用ください。

【BSMに含むことのできない情報】

BSMに以下の内容を含むことはできません。

- アムウェイ・ビジネスに適用される関連法規に違反する表現や内容
- ディストリビューター、消費者、一般社会にとって有害な内容
- 裏付けのないもの、間違ったものまたは古くて使われていない情報
- 商標、サービス・マークまたは商号の不適切な使用
- 著作権、肖像権、パブリシティ権を侵害する内容
- アムウェイとディストリビューターの関係についての不適切な説明
- 収入に関する間違った（根拠のない）情報

5. BSM の価格および収支

ディストリビューターはすべてのBSM 活動において、経費以上の収益をあげることは認められていません。BSM の種類を問わず、提供される製品、サービス、情報に対して公正で適切な価格設定をしてください。

1. 参加費

ディストリビューター主催のラリー、セミナー、ミーティングの参加費については、前売り、当日券を問わず下記表の価格が上限となります。

	2014 年 4 月 1 日(火)より	2015 年 10 月 1 日(木)より※
一泊セミナー	上限 20,600 円(消費税含む)	上限 21,000 円(消費税含む)
One Day セミナー	上限 6,200 円(消費税含む)	上限 6,300 円(消費税含む)
上記以外のラリー、セミナー、ミーティング等	会場収容人数にかかわらず 上限 2,600 円(消費税含む)	会場収容人数にかかわらず 上限 2,700 円(消費税含む)

※ 2015 年10 月1 日より実施予定

2. 収支報告書

BSM を販売した際には、販売期間終了後（1 年を超える場合は1 年毎に）「BSM 収支報告書」をアムウェイに提出しなければなりません。

3. BSM 本来の目的からの逸脱の禁止

BSM 活動において、製品、サービス、情報に対する直接の売上以外の収入を得たり、提供したりすることはできません。BSM を取り扱う際に、ライン・オブ・スポンサーシップ (LOS) を利用してBSM に定められた価格以外で販売、紹介したり、手数料やマージン、販促品を提供したりすることは禁止されています。

6. BSM の販売時の注意

1. アムウェイ受付番号

アムウェイの承認を得て販売、配布、運営されるすべてのBSM には、アムウェイの発行した受付番号を明示しなければなりません。

2. BSM 販売伝票

承認されたBSM を販売する際には、所定の「BSM 販売伝票」を必ず交付しBSM 返品規定の説明をしなければなりません。

3. 返品規定

すべてのBSM には、返品に関して以下の文言が印刷されていなければなりません。

「あなたの意思で購入されたこのBSM に何らかのご不満がある場合、購入（あなたがこのBSM を受領した日）後30 日以内であればいつでも販売したディストリビューターに返却し、その代金を全額返金してもらうことができます。」

なお、ラリー、セミナー、ミーティングのチケットは商品の特性上除外となりますが、販売されるチケットおよびその広告などに、当該チケットが返品不可であることを明示しなければなりません。また、以下に該当する場合には返品を受けなければなりません。

- 注文したチケットと実際に販売したチケットの内容が全く違う場合（日程、会場、人数、ゲストスピーカーなど）
- 講演中止など、主催者都合による事前に予告のない変更があった場合
- チケットに返品不可と明記されていない場合
- チケット販売時に返品ができない旨の説明または案内表示のない場合

4. 法定広告記載事項

すべてのBSM は特定商取引に関する法律により義務付けられている以下の項目について最新の表示を行わなければなりません。

- 商品・サービスの種類
- 特定負担に関する事項
- 総括者（「日本アムウェイ合同会社」）の名称、住所および電話番号
- 広告、販売をするものの氏名または名称、住所および電話番号
- 特定利益の計算方法
- 商品名

7. 制裁措置

ディストリビューターが本規則に違反した場合、アムウェイは当該ディストリビューターに通知し違反行為を即刻やめるように要求しますが、違反行為が即刻停止されない場合は、アムウェイの裁量で以下のいずれか1つまたは複数の措置を講じます。

- アムウェイのサポート（例えばBSM のチェック等）の停止
- ノン・キャッシュ・アワード (NCA) および/ またはグロース・インセンティブ・プログラム (GIP) の適用除外
- 違反行為の停止および当該違反行為により生じた損害等の修正が明確になるまでビジネス停止（ボーナス支払いの差し止めを含む）
- 規則不遵守による違反を他のディストリビューターに通知
- ディストリビューター資格解約

8. 本規則の実施／有効期日

本規則は2011 年9 月1 日に発表され、同日付で発効されました。また法改正や社会情勢の変化により必要に応じて改正されます。フィールドに出回っているBSM はすべて本規則に則ったものとしなければなりません。